

平成 28 年熊本地震による被害者の方々の特定権利利益の保全等について
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項に基づく
厚生労働省告示第 221 号 (平成 28 年 5 月 6 日公布))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項に基づいて告示を制定しました。今回の告示は、平成 28 年熊本地震による被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を平成 28 年 9 月 30 日まで延長するものです。
- 対象となる特定権利利益（今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日（平成 28 年 4 月 14 日）以降に期限の到来するもの）のうち、薬事に関する法令に基づくものとその概要は、下記一覧表のとおりですので、お知らせいたします。

2 一覧表

（※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域を指します。）

番号	対象となる特定権利利益	概要
1	毒物劇物営業の登録期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造所若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所等を有する者については、その期間を延長する。
2	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売販売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その期間を延長する。
3	薬局開設許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する

		薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その期間を延長する。
4	医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その期間を延長する。
5	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その期間を延長する。
6	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録について、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者については、その期間を延長する。
7	指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者については、その期間を延長する。
8	医薬品の販売業の許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者（配置販売業については、特定被災区域内において業務を行う者）については、その期間を延長する。
9	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その期間を延長する。

10	医療機器の修理業の許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その期間を延長する。
11	再生医療等製品の販売業の許可期間の延長	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有効期間が満了する再生医療等製品の販売業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。